

欧州共同体におけるワイン産業の持続可能性と 共通市場制度改革

——消費動向および生産調整制度に関する分析——

蛭原 健介
大村 真樹子

目次

序章 問題の所在

第1章 フランスにおけるワイン消費の動向

- 1 他の飲料との比較
- 2 ワイン消費と社会経済的要素
- 3 1992年調査と2005年調査の比較
- 4 小括

第2章 2008年規則による生産調整制度改革——持続可能なワイン産業に向けて——

- 1 抜根奨励金制度
- 2 栽培制限制度
- 3 畑の再編・転換等に対する補助金
- 4 小括

おわりに

序章 問題の所在

近年、EU域内におけるワイン消費が低迷する一方、オーストラリア、チリ、南アフリカ、アメリカ、アルゼンチンなどの「ニューワールド」ワインがEU域内・域外の市場においてシェアを伸ばしており、EU産ワインをとりまく状況は厳しさを増している。もっとも、EU域内で生産されるワインは、日常消費用のテーブルワインから高級ワインまで様々であり、市場においても、安価なテーブルワイン市場と高級ワイン市場とでは状況は大きく異なっている。たしかに高級ワイン市場において成功している生産者も存在するとはいえ、テーブルワイン市場では需要と供給の均衡が大きく崩れており、EUのワイン部門全体としては、構造的な過剰生産が深刻化している⁽¹⁾。

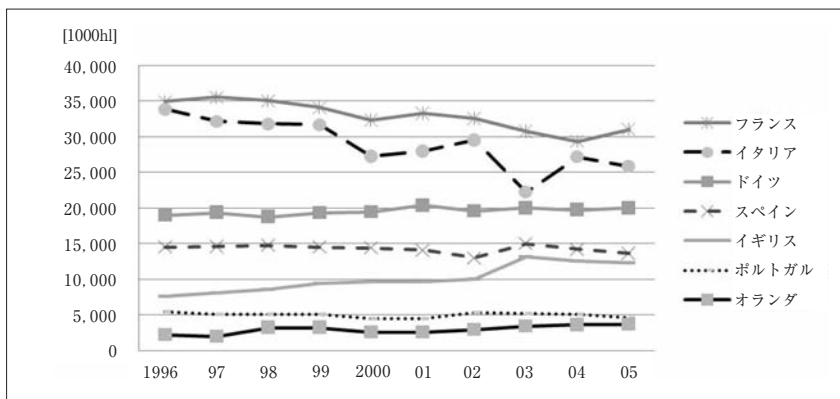
EU法におけるワインのカテゴリーとして、従来のワイン共通市場制度(organisation commune du marché vitivinicole)のもとでは、テーブルワイン(vin de table)とクオリティワイン(VQPRD = vin de qualité produit dans une région déterminée)の2つが存在していた。過剰生産の傾向は、テーブルワインにおいて明らかであるが、最近では、VQPRDに属するワイン——かならずしも高級ワインを意味しない——であっても供給過剰が問題となることは稀ではない。「ワインの危機」と呼ばれる状況のなかで、欧州委員会は、「持続可能なワイン部門」の実現をめざし、ワイン共通市場制度の根本改革を進めてきたところである⁽²⁾。

欧州委員会が公表している統計(図表1)によれば、イギリス、オランダ、北欧諸国などではワイン消費量の増加が認められる一方、伝統的なワイン生産国・消費国である地中海沿岸の構成国では減少傾向にある。しかも、イギリスなどでは、第三国からのワインの輸入が急増するなかで、相対的にEU産ワインのシェアは後退しており、EU産ワインはいっそうの競争力強化を求められている⁽³⁾。

ところで、2006年6月に欧州委員会が公表した欧州議会および閣僚理事会に対する報告書（COM 2006/319 final）「持続可能な欧州のワイン部門に向けて（Vers un secteur vitivinicole européen durable）」は、市場の現状について、以下の点を指摘している⁽⁵⁾。

- ① EUにおけるワイン消費量は、毎年約75万ヘクトリットル（約0.65%）ずつ減少している。
- ② 一般論として、また、とくにワインに関して、消費者の習慣がライフスタイルとともに変化している。
- ③ 構造的過剰生産は年1500万ヘクトリットルに及んでおり、EU27か国のワイン生産量の8.4%程度に相当するといわれている。
- ④ 余剰ワインを買い上げ、蒸留して工業用アルコールに転用する措置は、毎年、生産量の約15%を処分する手段として不可欠なものになっている。
- ⑤ 年間生産量を超えるワイン在庫量は増加傾向にあり、それが完全に売却される可能性はきわめて低い。このような状況は、価格や生産者の所得を引

【図表1】主要構成国別ワイン消費量推移（1996年度～2005年度）⁽⁴⁾



（出所：欧州委員会統計資料による。ただし、2005年度は推定値。）

き下げる要因となっている。

- ⑥ EUにおけるワイン輸入量は、輸出量よりも高いペースで増加している。その差は縮まってきており、やがて輸入量が輸出量を上回ることが予想される。
- ⑦ 「ニューワールド」ワインの生産および販売が急増しており、EUのワイン生産者がその競争力を高めなければならないことは明らかである。

このような指摘は、とくにテーブルワイン市場の現状を説明するものといえる。また、この報告書は、従来の共通市場制度における生産調整制度、なかでもワイン生産量の抑制を目的とする栽培制限制度がもたらした矛盾を列挙している。栽培制限制度は、ぶどう畑の拡大とワインの供給過剰を避けるために導入された措置であり、栽培権 (droits de plantation) なしにぶどう栽培を行うことを一律に禁止するものである。本稿第2章で触れるように、栽培権なしに新たに植え付けられたぶどう樹は抜根を義務付けられることになっている。しかし、報告書によれば、この制度には以下のような問題点が存在するという。

- ①生産量抑制を目的とする新規栽培禁止の効果は、追加的な栽培権付与や一部構成国における収量増加ゆえに限定的なものにとどまっている。
- ②栽培制限制度は、生産コストを上昇させ、経営の構造的合理化を阻害し、競争力を失わせることとなった。
- ③ EU域外の国々は、このような栽培制限制度を適用していない。
- ④生産者は、ぶどう畑の再編・転換制度を利用することでクオリティワインの生産に移行することができるが、それが生産量の増加を招く可能性があるり、生産調整の目標と矛盾する事態も生じかねない。
- ⑤ぶどう畑の抜根は、1996年以來ほとんど実施されていない。
- ⑥一部の構成国では、違法に植え付けられたぶどう畑の抜根が実施されず、

そのまま存在している。そのような畑の面積は、EU25 各国におけるぶどう栽培面積全体の2%程度(約68,100ヘクタール)に匹敵すると考えられる。

以上のような現状認識と問題点の把握を踏まえ、欧州共同体では、共通市場制度改革の目標として、以下の3点が掲げられた。第一に、EUのワイン生産者の競争力を高め、EU産の優良ワインが世界最高レベルであるという社会的評価を確立し、かつての市場を取り戻し、EUおよび全世界で新たな市場を獲得すること。第二に、ワイン市場における需要と供給の不均衡状態を解消する効果的で明確かつ単純なルールに立脚した制度を確立すること。そして、第三に、農村振興をはかるとともに、ワイン生産の良き伝統を維持する制度を確立し、環境保全型の生産を確保することである。また、この報告書では、EUにおけるワイン産業の持続可能性を確保するために、生産調整制度についても根本的な改革が提案され、一方では、競争力の低い生産者に対して抜根や廃園を促す抜根奨励金制度の一時的活用、他方では、競争力強化の妨げとなっていた栽培制限制度の撤廃といった措置が盛り込まれた。

すでに、蛸原「EUワイン改革の背景」(本誌85号)で概観したように、欧州委員会は、前述の報告書の公表から1年あまりを経て、2007年7月、ワイン共通市場制度に関する理事会規則(Proposition de Règlement du Conseil portant organisation commune du marché vitivinicole et modifiant certains règlements)を提案した⁽⁶⁾。フランスなどの生産国の反対により、この規則案のいくつかの重要な部分が修正されたが、2007年12月19日の農相理事会における合意⁽⁷⁾、2008年4月29日の理事会採択⁽⁸⁾を受けて、2008年8月1日に新たな理事会規則479/2008号(以下、理事会規則という)が発効した⁽⁹⁾。そして、同日、各種補助金、第三国とのワイン貿易および生産調整等に関する委員会規則555/2008号(以下、委員会規則という)⁽¹⁰⁾も発効している。これらの規則によれば、各種補助金が削減または廃止されるほか、抜根奨励金の支給によって、3年間で17万

5000ヘクタールのぶどう畑の削減がはかられ、また、栽培制限制度は、欧州共同体レベルで2015年末、構成国レベルでも2018年末までに廃止され、これ以後、ぶどう栽培は自由化されることになる。

以下、本稿では、第1章において、2005年にフランスで実施された意識調査の結果を手がかりにして、近時のワイン消費動向を考察し、テーブルワイン市場および高級ワイン市場の現状分析を試みる。そして、第2章では、とくに深刻な供給過剰状態にあるテーブルワイン市場における需要と供給の不均衡を解消するために試みられた生産調整制度の改革につき、2008年の理事会規則および委員会規則の諸規定にそくして検討する。そのうえで、今回の改革がEUにおけるワイン産業の持続可能性を確保するものであるかどうかについて若干の考察を行うこととしたい⁽¹¹⁾。

第1章 フランスにおけるワイン消費の動向

本章では、フランスで行われたワインの消費に関する意識調査の結果をもとに、フランスにおけるワイン消費の現状を把握し、消費動向の変化を分析する。ここで参照するのは、モンペリエ第2大学 (Université Montpellier 2) および全国果実・野菜・ワイン・園芸同業者連合会 (Office national interprofessionnel des fruits, des légumes, des vins et de l'horticulture, 以下 Viniflor) が2005年に実施した意識調査 (以下、本件意識調査) である。その調査結果は、2007年に出版された *Bacchus 2008 : Enjeux, stratégies et pratiques dans la filière vitivinicole* において、モンペリエ第2大学の Philippe Aurier による調査結果の分析 (Vins, boissons et contextes de consommation : une analyse du statut du vin en France) とともに公表されている⁽¹²⁾。以下、本章では主に、*Bacchus 2008* において Aurier(2007) が依拠する本件意識調査の結果を検証する。

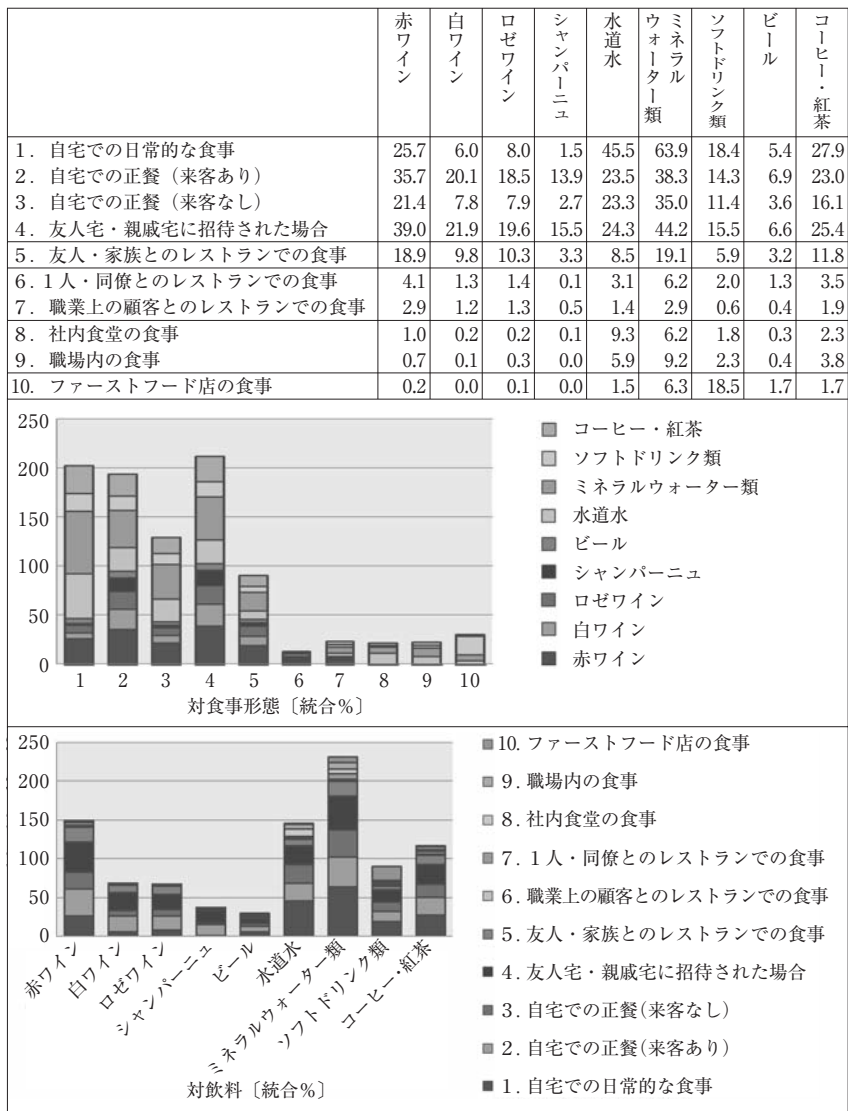
1 他の飲料との比較

本件意識調査は、2005年春に実施された。調査対象は15歳以上のフランス人で、フランスの調査機関 Institut de Sondage Lavalie により自宅における面接が実施された。4,026人の回答が得られた。ここではまず、調査対象者が、各々の消費形態において、いかなる飲料を選択しているかという意識調査の結果から検討したい。なお、本件意識調査は消費形態として11種類の食事形態と12種類の食事外消費形態の合計23のケースに区分しているが、回答数が少なく省略しても差し支えないと判断されるものは本稿では省略する⁽¹³⁾。考慮される食事形態は、①自宅での日常的な食事、②自宅での正餐（来客あり）、③自宅での正餐（来客なし）、④友人宅・親戚宅に招待された場合、⑤友人・家族とのレストランでの食事、⑥一人または同僚とのレストランでの食事、⑦職業上の顧客とのレストランでの食事、⑧社内食堂の食事、⑨職場内の食事（弁当・出前）、⑩ファーストフード店の食事、である。また、食事外消費形態の項目は、①間食、②工作中的の飲物、③帰宅中の飲物、④自宅での食前の飲物（一人または家族と）、⑤友人・来客との食事の前の飲物、⑥消化のための食後の飲物、⑦自宅での夕食後の飲物（一人または家族と）、⑧自宅での夕食後の飲物（友人または来客と）、⑨何もしない時、リラックスするための飲物、⑩バー、カフェのテラスでの日中の飲物（週末含む）である。

調査対象者には、それぞれの消費形態について「あなたは個人的に、どのような飲料を消費しますか」という質問が課せられた。その結果が図表2および図表3である。なお、各図表の数字は、当該飲料を選択した調査対象者の全調査対象者に占める割合をパーセントで示したものである（複数選択可）。

この調査結果を、Aurier(2007)の分析を踏まえ以下に検証する。図表2から明らかなように、フランス人がもっとも好んで消費している飲料はミネラルウォーター類（容器入り飲料水）であり、いかなる形態の食事においても選択さ

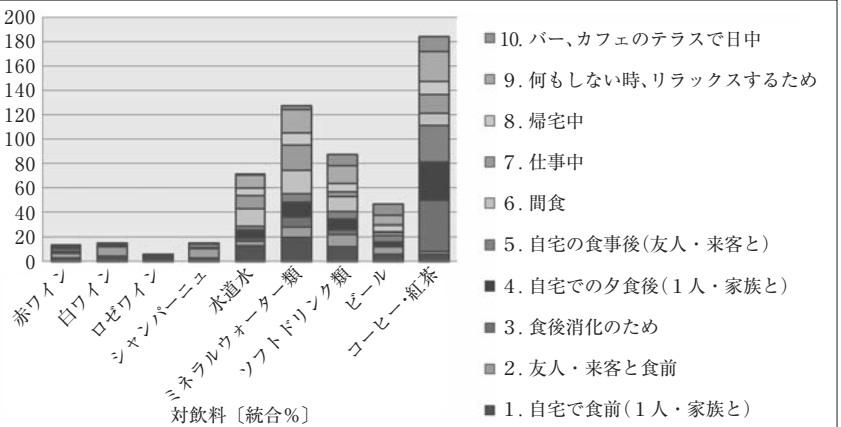
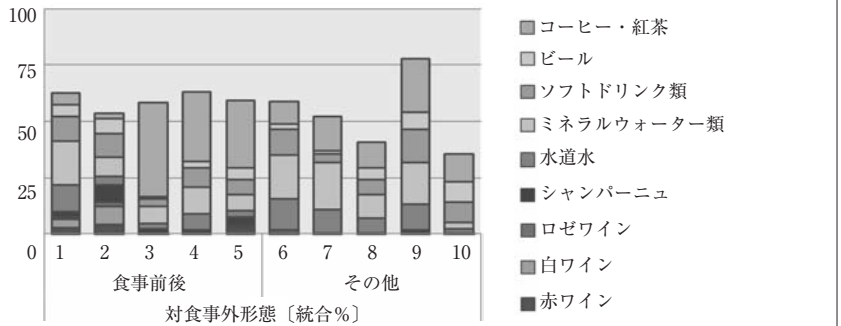
【図表 2】各食事形態において選択された飲料の割合 [%] (n=4026)



(データ出所: Aurier (2007), p.165)

【図表 3】 各食事外形態において選択された飲料の割合 [%] (n=4026)

		赤ワイン	白ワイン	ロゼワイン	シャンパーニュ	水道水	ミネラルウォーター類	ソフトドリンク類	ビール	コーヒー・紅茶
食事前後	1. 自宅での食前の飲物 (1人・家族と)	2.6	3.8	1.2	2.3	12.0	19.2	11.3	5.2	5.1
	2. 友人・来客との食事の前の飲物	3.8	8.3	2.1	7.5	4.0	8.5	10.6	6.4	2.4
	3. 消化のための食後の飲物	0.7	0.2	0.2	0.8	2.7	7.5	3.5	0.7	42.1
	4. 自宅での夕食後の飲物 (1人・家族と)	1.0	0.2	0.2	0.4	6.8	12.2	8.3	3.3	30.9
	5. 自宅での夕食後の飲物 (友人・来客と)	2.1	0.7	0.8	3.6	3.1	6.9	6.7	5.2	30.1
その他	6. 間食	1.0	0.2	0.2	0.0	14.0	19.5	11.7	2.1	10.3
	7. 工作中的の飲物	0.3	0.1	0.0	0.1	10.4	20.6	4.2	1.1	15.3
	8. 帰宅中の飲物	0.5	0.2	0.3	0.0	6.1	10.5	6.7	5.2	11.1
	9. 何もしない時, リラックスするための飲物	0.6	0.4	0.3	0.2	11.4	18.9	14.6	7.7	23.9
	10. バー, カフェのテラスでの日中の飲物	0.5	0.4	0.4	0.0	0.6	3.0	9.1	9.2	12.5



(データ出所: Aurier, *op. cit.*, pp. 165 et s.)

れる割合が高くなっており、食事外の消費形態においても同様である。他方で、水道水はミネラルウォーター類に比べやや敬遠される傾向にある。赤ワインがミネラルウォーター類と並びうる消費形態は、レストランまたは自宅において来客を招いた正餐の場合に限られる。自宅での日常的な食事においても赤ワインが選択される割合は25%を超えているものの、調査対象者の60%以上が当該食事形態における飲料として選択しているミネラルウォーター類との差は顕著である。また、自宅での日常的な食事においてソフトドリンク類（コーラ、ジュースなど）が選択される割合は18%を超えており、赤ワインに接近しつつある。ソフトドリンク類は、ファーストフード店の食事、間食、食前の飲物としての消費形態で上位に位置しており、リラックス目的の飲物としても、コーヒー・紅茶に迫りつつある。

なお、Aurier(2007)は社内食堂の食事、職場内の食事（弁当・出前）、職業上の顧客とのレストランでの食事といった食事形態における飲料として、赤ワインを選択した回答者は、きわめて少ないとしているが、図表2からわかるように、自宅・友人宅での食事及び友人・家族とのレストラン外食を除いては、どの飲料も選択されている割合は低く、赤ワインに限った事ではない。こうした結果は、これらの食事形態の頻度自体も低い可能性を示唆している。白ワインやロゼワインは、来客を招いた食事前のアペリティフとして飲まれる以外はあまり選択されない傾向にあるが、Aurier(2007)も指摘するように、本調査が初春に実施されたという季節的影響も否めない。なお、食事外形態におけるワイン（赤・白・ロゼ）の選択率は非常に低く、ワインは専ら食事時に飲まれる傾向があることを示唆している。また、本稿では省略してあるが、深夜のバー、ディスコ、ナイトクラブにおいては、ビールの他、ウイスキーやロングドリンク類が高い数値を示している⁽¹⁴⁾。

2 ワイン消費と社会経済的要素

つぎに、ワインを選択する割合を社会経済的要素の側面から見ていこう。赤ワインが選択される割合を、男女別および年齢別に示したものが図表4、職業別および収入別に示したものが図表5である。なお、ここでは主に赤ワインについて述べるが、白ワインに対する意識調査でも、男女間の差は赤ワイン比較して小さくはあるものの、年齢、職業、所得階層別では概ね赤ワインと同様の傾向を示している。

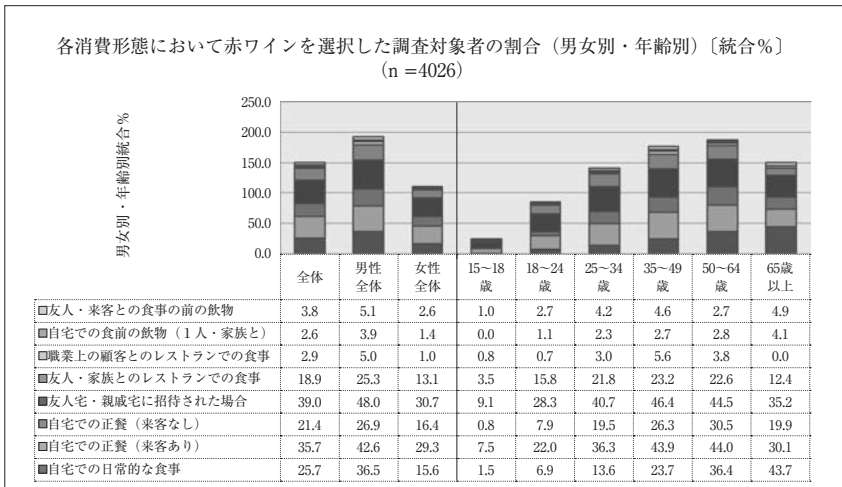
図表4を見ると、Aurier(2007)も指摘するように、考慮された全ての消費形態において赤ワインを選択する女性の割合は低くなっている。また、年齢別で見ると、一般的に、年齢が増すにつれて、赤ワインを選択する割合が高くなる傾向が認められる。来客のいない食事形態では、赤ワインを選択する割合が高くなるのは35歳以上である。これに対して、自宅に友人を招いた食事形態や友人宅に招待されるケースでは、すでに18歳から赤ワインを選択する割合が高く出ている⁽¹⁵⁾。これは正餐にはワインが伴うというフランス食文化が、比較的若い年代にも定着していることを示唆する。実際にボルドーワイン委員会(Conseil Interprofessionnel du Vin de Bordeaux)では、こうした若い世代が30代になればワインをより日常的に飲む習慣が出てくるであろうとの予測をしている⁽¹⁶⁾。しかしながら、年齢とワイン選択の関係は単純な相関というよりも、高価なワインが好まれるという昨今の傾向からも、所得などの影響を受けていると考えられる。すなわち年齢が若いうちは金銭的余裕もなく(高級な)ワインを飲む機会も限られるが、年齢が上がっていくに従い金銭的余裕も出るとともにワインを飲む社会的機会が増えることも考えられる。

実際に、職種別および収入別の結果を見てみよう⁽¹⁷⁾(図表5)。赤ワイン選択の割合を収入別で見ると、一見して所得階層の第1・2分位と第3・4分位では後者の方が赤ワインを選択する割合が高いことがわかる。しかし、Aurier(2007)

も指摘するように、最も収入の低いカテゴリー（月収915ユーロ未満）が赤ワインを選択する割合は、中間的なカテゴリー（同915～1524ユーロ）よりも高くなっている。それよりも収入が高いカテゴリーになると、赤ワインを選択する割合は収入とともに高くなり、アルファベットの「J」の字を描いている。また職業別に見ると、管理職が赤ワインを選択する割合は、全消費形態において、労働者や給与所得者の選択割合よりも高く、例えば自宅に來客を招いた食事の場合、管理職の55%近くが赤ワインを選択するのに対して、労働者は約32%、給与所得者は約28%となっており、大きな差がある⁽¹⁸⁾。このような結果につき、Aurier(2007)は、下層労働者を含むすべての社会階層において赤ワインが消費されていた時代から、主に富裕層によって消費される時代への転換期にあるという仮説を立て、人びとの意識の上でもワインは、次第に庶民的な飲料から富裕層の飲料になりつつあるとしている。図表5の結果からは確かにそうした傾向が示唆される。これまで労働者層が消費してきた赤ワインは、主に日常消費用のテーブルワインであると推定されることから、この仮説が正しいとすれば、今後このカテゴリーにおける赤ワイン離れの加速が考えられ、テーブルワイン市場における需要と供給の不均衡を是正することはいっそう困難になるであろう。

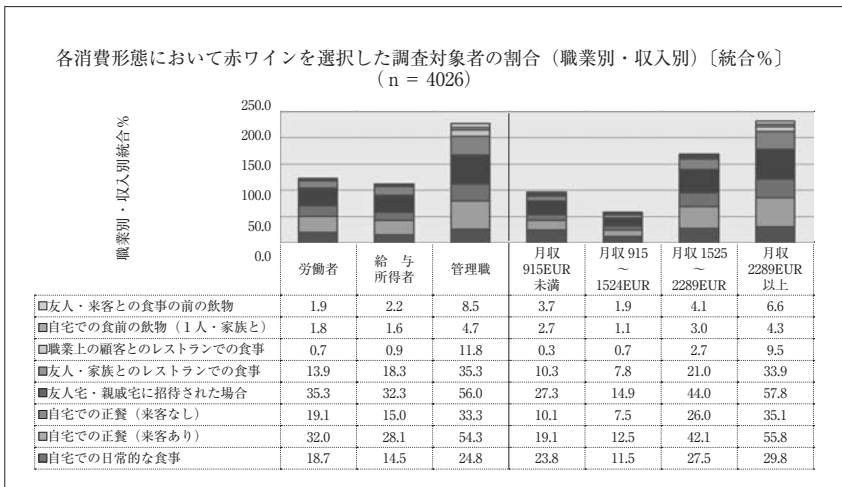
ところで、Aurier(2007)は、ワインとの比較対象として、調査対象者がソフトドリンク類を選択した割合に注目している。調査結果をみると、ミネラルウォーターや水道水のほか、フルーツジュースやソフトドリンク類もワインと競合しており、これらの非アルコール飲料が選択される割合は、仕事の後、運動の後のような消費形態やアペリティフの場面で、ビールをも上回っている。男女別では、差は小さいものの、女性よりも男性においてこれらの飲料を選択する割合が高くなっており、女性によって選択される割合がきわめて高いミネラルウォーターとは異なる。男性は、女性よりもワインを選択する割合が高いだけでなく、ソフトドリンクの消費意識も高い点が特徴的である。さらに、年

【図表 4】各消費形態において赤ワインを選択した調査対象者の割合（男女別・年齢別）



(データ出所：Aurier, *op. cit.*, p. 168)

【図表 5】各消費形態において赤ワインを選択した調査対象者の割合（職業別・収入別）



(データ出所：Aurier, *op. cit.*, p. 168)

年齢別では、24歳以下の若者においてソフトドリンクを選択する割合がもっとも高く、年齢が上がるとともに、その割合は下降している。職業別では、労働者および給与所得者において数値が高いのに対して、管理職がソフトドリンクを選択する割合は低く、収入別では逆「U」字型を描いており、ワインとは反対に中間的なカテゴリーにもっとも好まれているという⁽¹⁹⁾。

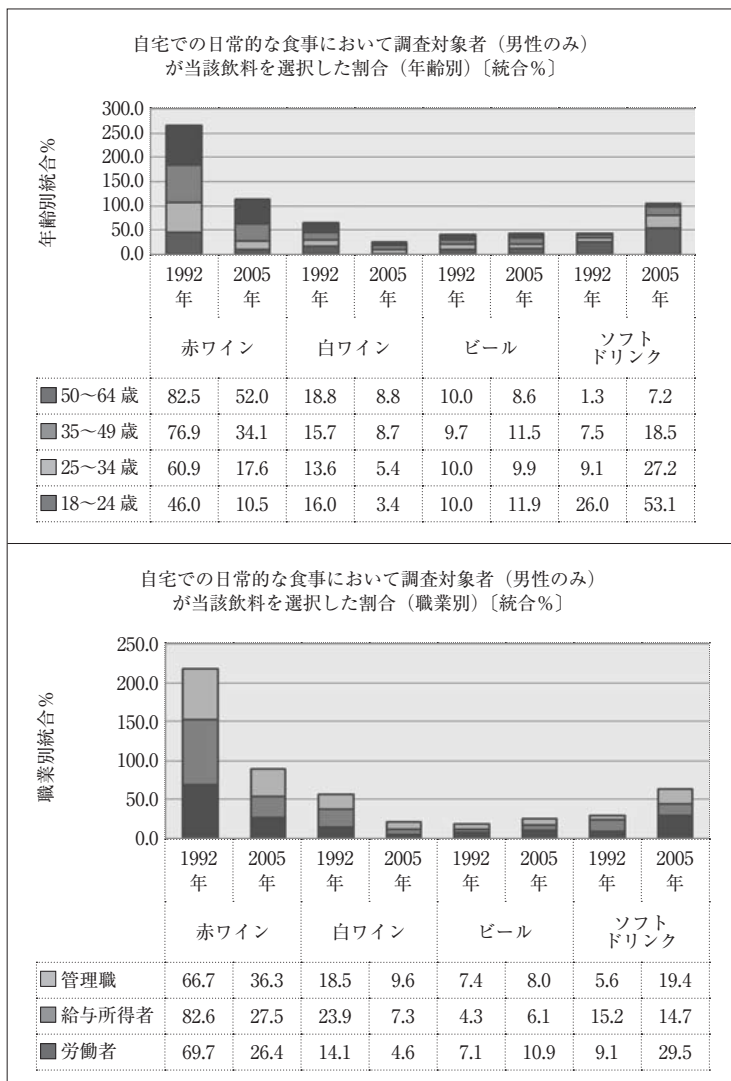
3 1992年調査と2005年調査の比較

つぎに、1992年に実施された意識調査と今回2005年の意識調査を比較することによって、消費動向の変化を分析することとしたい。1992年の調査は、男性のみ(15歳以上)を対象に行われ、413件の回答が得られている。従って今回の比較は男性のみが対象となる。Aurier(2007)は、女性の意識を比較することはできないものの、フランスにおけるワイン消費の中心は男性であり、その消費動向の変化を考察することはきわめて重要であるとしている⁽²⁰⁾。

自宅での日常的な食事においては、図表6に示されているとおり、赤ワインが選択される割合は70%から36.5%、白ワインに関しては16.7%から7.4%と共に激減している。この比較は13年間の間隔があるため、1992年の年齢階層は2005年には概ね一つ上の年齢階層に対応するが、このワイン選択割合の減少傾向は全ての年齢層で見られる。これは年齢の影響というより世代の影響を表しているとAurier(2007)は指摘している⁽²¹⁾。つまり2005年世代(全年齢層)は1992年世代よりも明らかにワインを飲まなくなっており、同世代での年齢層の比較では年齢が高くなるにつれワインが選択される割合は増加しているが、現在の若者が将来的によりワインを飲むようになると単純に期待できるかどうかは不明である。これは先に見たボルドーワイン委員会の楽観的見解とは異なる。なお、白ワインが選択される割合についても2005年での低下が確認されるが、年齢層による差異はそれほど大きくはない。

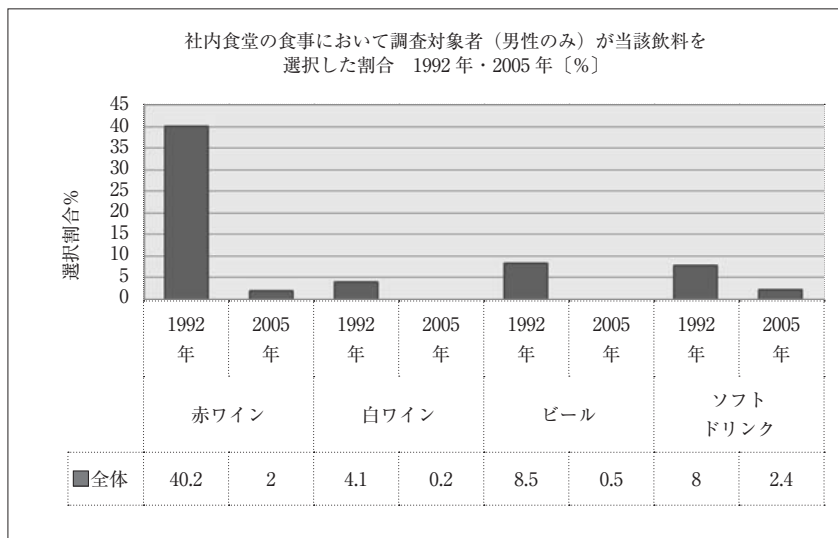
職業別にみると、1992年の段階では、赤ワインを選択する割合がもっとも

【図表6】 自宅での日常的な食事において調査対象者（男性のみ）が当該飲料を選択した割合 1992年・2005年（年齢別・職業別）



(データ出所：Aurier, *op. cit.*, p. 175)

【図表7】 社内食堂の食事において調査対象者（男性のみ）が当該飲料を選択した割合
1992年・2005年（全体）



（データ出所：Aurier, *op. cit.*, p. 178）

高いのが給与所得者であり、ついで労働者、管理職の順であったのが、2005年調査では、給与所得者および労働者において、赤ワインを選択する割合が大幅に下落しており、下落幅が比較的小さい管理職がもっとも高い数値を示している。白ワインの場合も赤ワインと同様、給与所得者および労働者が選択する割合は著しく低下し、2005年調査では管理職がもっとも高い数値を示している。これに対し、ビールが選択される割合は、50歳以上では低下が認められるものの、全体的には高まっている。また、ソフトドリンクを選択した調査対象者の割合が、若い世代を中心に大幅に伸びたことが注目されよう⁽²²⁾。こうした傾向は、ここで示した自宅での日常的な食事の場合のみならず、友人との食事という場面においても概ね同じようにみられる。

最後に、社内食堂の食事という場面で比較すると、ワイン、ビール、ソフトドリンクすべてについて、年齢及び職業を問わず、調査対象者が選択した割合

は大幅に低下している（図表7）。とりわけ、赤ワインを選択した調査対象者の割合は、40%から2%にまで下がっている。これは、職場ではアルコールを避けようとするフランス人の意識の変化であると Aurier (2007) は指摘している。実際フランスでは1991年のエヴァン法の制定によりアルコール飲料等の広告等が規制され、健康に対する警告表示も義務付けられており、こうした制度の影響もあると考えられる。また、ソフトドリンクが選択される割合が低下している点については、一般的にその販売価格が高いというだけでなく、健康に対するネガティブなイメージも影響していると分析している⁽²³⁾。ただし、1992年から2005年の間に社内食堂での食事形態割合そのものが減少した可能性もあり、残念ながらこの可能性は掲載データからは検証できない。なお、2005年の調査において、社内食堂の食事という場面で、もっとも高い数値を示しているのは、水道水である（図表2参照）。

4 小括

このような調査結果を踏まえ、Aurier (2007) は、フランスの消費者の間でワインを選択する割合の低下を生じさせている二つの要因を指摘している⁽²⁴⁾。第一の要因は、かつてフランス人がもっぱら食事とともに飲料を消費していたのに対して、現在では食事以外でも飲料消費の場面が増加し、飲料の種類も多様化してきたことにかかわる。従来は、自宅での日常的な食事という場面において、赤ワインが主役の位置にあり、二次的飲料として水道水が消費されていたが、今日では、ミネラルウォーター、清涼飲料水、アイスティー、ジュースの消費が増加し、赤ワインの地位を脅かしつつある。そして、第二の要因は、すべての場面において、また、調査対象者のすべてのカテゴリーにおいて、赤ワインの庶民性が薄れつつあることにかかわる。赤ワインは、かつては日常的に消費される庶民的な飲料であったが、現在では、むしろ特別な場面の飲料となり、本稿で見てきたように、中年以上の高学歴で裕福な男性によって消費され

る傾向が確認される。したがって、フランスにおいても、ワイン消費の中心は、安価なテーブルワインから、高級ワインに移行しつつあると捉えることができるであろう。

このような消費動向の変化に対して、Aurier(2007)は、二つの処方箋を挙げている。第一に、消費者のターゲットを広げ、若者、女性、低所得者における消費増加をめざすとともに、消費の場面の多様化を意識した商品の提供が必要である。そして、第二に、再びワインを庶民的な飲料にするためには、ワインの堅苦しさをなくし、より気楽に消費できる飲料になるように戦略を練らなければならないというのである⁽²⁵⁾。実際にボルドーワイン委員会では若者をターゲットにしたワインフェスティバルの開催や若者向けのパンフレット作成、またブルゴーニュワイン委員会(Bureau Interprofessionnel des Vins de Bourgogne)でも軽めの食事と合うワインの組み合わせの紹介等を行い、消費者の意識の変革を促すよう努力をしている。

しかしながら、若い世代における消費動向の変化は明らかであり、しかも、酒類広告の規制強化や禁酒推進政策が推進されているなかで、若者の消費増加や「より気楽に消費できる飲料」をめざしていくことは容易ではない。また、比較的安価な「ニューワールド」ワインの市場シェア拡大を受け、フランス・テーブルワインの大幅な需要増加を実現することは、国内市場・国際市場とも、現実にはきわめて困難と思われる。したがって、日常的なテーブルワインの生産から高品質ワインの生産へ転換を促し、製品の付加価値を高めていくことが不可欠であろう。

加えて、単に域内市場における消費拡大を実現するだけでは、EUにおけるワイン部門の持続可能性を確実にすることはできない。すなわち、2006年6月の欧州委員会報告書「持続可能な欧州のワイン部門に向けて」が提言していたように、抜根を奨励することによりワイン生産量を抑制し、とりわけテーブルワイン市場において顕著な供給過剰状態を改善するとともに、ラベル表示に

関する規制の緩和や高品質ワイン生産への移行を奨励するなどして生産者の競争力を強化し、第三国における積極的なプロモーションを展開することで域外における EU 産ワインの社会的評価の確立と消費拡大をはかっていくことが必要であると考えられる。ワイン共通市場制度改革の内容は多岐に渡るが、次章では、とくに生産調整制度の改革に焦点を当て、その内容と問題点について検討することとしたい。

第 2 章 2008 年規則による生産調整制度の改革

——持続可能なワイン産業に向けて——

本章では、とくにテーブルワイン市場において著しい需要と供給の不均衡が生じているなかで、根本的な改革を余儀なくされた生産調整制度——栽培制限制度、抜根奨励制度のほか、ぶどう畑の再編・転換等 (restructuring et reconversion des vignobles) に対する補助金——の概要を紹介し、考察を試みる。

前述の欧州委員会報告書「持続可能な欧州のワイン部門に向けて」は、ワイン産業の持続可能性を確保するべく、生産調整制度に関する二段階の改革を提案していた。すなわち、まず、第一段階として、逡減方式の抜根奨励金制度を導入することにより、競争力の低い生産者に対して抜根を勧奨し、ワイン生産量を抑制していくことが提案され、5年間で合計40万ヘクタールのぶどう畑を削減することが目標に掲げられた。そして、これに続く第二段階として、EUにおけるワイン生産者の競争力を強化するために、2013年をもって栽培制限制度を廃止し、醸造用ぶどう品種の栽培を自由化することが提案された⁽²⁶⁾。しかし、このような改革案に対して、フランスなどの生産国が強く反対したため、抜根については3年間で合計17万5000ヘクタールの削減、栽培制限制度の廃止時期については2015年末ないし2018年末という点で最終的な合意が得られることとなった。

1 抜根奨励金制度

ワイン生産量の抑制をめざす抜根奨励金制度は、後述の栽培制限制度とともに、「市場の需給均衡を回復するための伝統的な措置」⁽²⁷⁾として、従来の共通市場制度においても採用されていた。もっとも、従来の制度は、特定の地域において特定の品種のぶどうを栽培している生産者のみに適用され、すべての生産者を対象とした制度ではなかった。これに対して、2008年規則における抜根奨励金制度では、原則として、すべての生産者がその対象に含まれる⁽²⁸⁾。また、奨励金の金額は逡減方式が採用され、わずか3年間の時限的な措置として位置づけられていることも従来の制度とは異なる。

(1) 奨励金の支給条件と金額

2008年理事会規則は、98条以下で抜根奨励金について規定している。理事会規則99条によれば、本制度が適用されるのは2010年度までであり、100条では、以下のように奨励金の支給条件が定められている。

- ①過去10年間、ぶどう畑の再編・転換のため、構成国または欧州共同体による支援を受けていないこと。
- ②過去5年間、①以外の欧州共同体による支援を受けていないこと。
- ③畑の維持・管理が適切になされていること。
- ④畑の面積が0.1ヘクタール以上であること。ただし、構成国は、畑の平均面積が1ヘクタール以上である地域では、奨励金の対象となる畑の最低面積を0.3ヘクタールまで引き上げることができる。
- ⑤共同体法または国内法の規定に違反して植え付けられた畑ではないこと。
- ⑥共同体法で認められた醸造用ぶどう品種が栽培されている畑であること。

欧州共同体におけるワイン産業の持続可能性と共通市場制度改革

これまでぶどう栽培が適正に管理されていた畑であるかどうかを確認するため、委員会規則 67 条 1 項は、理事会規則が発効する前 2 年度分、抜根が実施される前 3 年度分について収穫申告書の提出を申請者に求めている。

なお、過去 5 年間の年間平均生産量が 5 万ヘクトリットル以下の構成国には、本制度は適用されない（理事会規則 105 条）。

支給金額につき、理事会規則 101 条 2 項は、過去の収量にもとづいて構成国が決定するとしている。さらに、委員会規則 69 条 2 項は、支給金額の根拠となる平均収量につき、原則として、2003 年度から 2007 年度までの 5 年度分の平均収量（ただし、平均収量のもっとも少ない年度ともっとも多い年度は除外される）により算出すると定める。奨励金の金額計算表は、Annexe XV のとおりであり、申請年度および平均収量に応じて支給金額には差異が設けられている（図表 8）。

（2）支給手続

申請者は、毎年 9 月 15 日までに構成国の担当機関⁽²⁹⁾に奨励金の支給を申請しなければならない。ただし、構成国は、6 月 30 日以降であれば、その期日を繰り上げることができる。

【図表 8】1ha あたり奨励金支給金額（委員会規則 555/2008 号 Annexe XV）

1ha あたり平均収量 (hl)	2008 年度申請	2009 年度申請	2010 年度申請
20hl 以下	1,740 EUR/ha	1,595 EUR/ha	1,450 EUR/ha
20hl～30hl	4,080	3,740	3,400
30hl～40hl	5,040	4,620	4,200
40hl～50hl	5,520	5,060	4,600
50hl～90hl	7,560	6,930	6,300
90hl～130hl	10,320	9,460	8,600
130hl～160hl	13,320	12,210	11,100
160hl 超	14,760	13,530	12,300

申請書類の提出手続は構成国が決定するが、委員会規則 70 条によれば、とくに①提出書類、②今後の連絡先、③抜根予定日に関する情報が規定されなければならない。構成国は、申請が十分に根拠のあるものかどうかを審査し、必要に応じて、追加的に文書の提出を申請者に求めることができる。正当な理由なく、申請者が申請を取り下げた場合には、構成国は、申請者に対して審査に要した費用の返還を請求することができる。

理事会規則 102 条 2 項によれば、構成国は、10 月 15 日までに、地域別および収量別に、抜根対象の畑の面積、奨励金の総額を欧州委員会に通知しなければならない。

この奨励金にあてられる年間予算の上限は、理事会規則 Annexe VII に定めるとおり、2008 年度（2009 年度予算）には 4 億 6400 万ユーロであるが、2009 年度（2010 年度予算）には 3 億 3400 万ユーロ、2010 年度（2011 年度予算）には 2 億 7600 万ユーロとなる。

構成国は、2 月 1 日までに申請の採否を決定する。ただし、各構成国から欧州委員会に通知された奨励金の総額が上記の予算額を超過した場合には、構成国の予算をあてることとし、それでも不足する場合には、まず、第一優先順位として、所有するすべての畑を抜根する申請者に対しては、全額支給され、減額されない。つぎに、予算上可能である場合には、第二優先順位として、55 歳以上の申請者が行った申請に対しては、全額支給され、減額されない。そして、残りの予算については、国内法で定められた差別的ではない客観的基準にもとづき配分する（理事会規則 102 条 5 項、委員会規則 71 条）。

申請の採択後、構成国は、抜根の実施を確認のうえ、10 月 15 日までに、理事会規則 102 条 5 項により奨励金を支給する（委員会規則 72 条）。なお、構成国は、この奨励金とは別に、奨励金の 75% を超えない範囲で追加的な補助金を支給することができる（理事会規則 106 条）。

構成国は、3 月 1 日までには、地域別および収量別に、採択された申請およ

び支給される奨励金の総額を欧州委員会に通知する。さらに、翌年度の12月1日までに、構成国は、地域別および収量別に、抜根された畑の面積を欧州委員会に通知し、実際に支給された奨励金の総額を通知しなければならない（理事会規則102条6項）。

（3）環境保全の要請

奨励金支給後、抜根された畑が適切に管理されるよう、本制度には、いわゆるクロス・コンプライアンス（conditionnalité）のルールが適用される。理事会規則103条によれば、奨励金受給後3年以内に、理事会規則1782/2003号3～7条に規定された環境保全および農地の適正管理に関する諸条件が遵守されなかった場合、その違反が当該受給者の責めに帰すべき事由があるときは、その重大性、規模、影響の残存性および違反回数に応じて、奨励金の全部または一部が減額され、もしくは支給が取り消される。受給者に対して奨励金の返還が請求される場合もある⁽³⁰⁾。なお、理事会規則1782/2003号3条は、「直接支払いを受ける農業従事者は、…AnnexeIIIに掲げる、規則により定められた管理上の諸要件を遵守し、本規則5条にもとづき定められた環境および農業生産における良好な状態を維持しなければならない」としており、AnnexeIIIには、公衆衛生、動植物の衛生状態、環境、動物福祉に関する規則や指令が列挙されている⁽³¹⁾。そして、同規則5条は、環境保全と農地の適正管理について、「構成国は、今後生産に供しない農地を含むすべての農地が環境および農業生産において良好な状態に維持されるよう監視する」と規定し、構成国が、地域の実情に応じて、国または地域レベルでの具体的な最低条件を設定することとなっている。同規則AnnexeIVでは、環境保全と農地の適正管理のための最低基準を設定するにあたり、留意すべき事項として4つの項目——土壤浸食、有機土壌の保全、土壤構造の保護、遵守すべき最低基準——が提示されている（図表9）。

違反があったときの減額のルールとして、違反が過失による場合には最大

【図表 9】環境保全および農地の適正管理のための基準
(理事会規則 1782/2003 号 AnnexIV)

項 目	基 準
土壌浸食： 適切な対策を通じた土壌浸食防止	①被覆の最低基準 ②地域の実情に応じた土地管理基準 ③段々畑（テラス）の保持基準
有機土壌の保全： 適切な対策を通じた土壌中の有機質の保全	①輪作に関する基準 ②刈り株の管理基準
土壌構造の保護： 適切な対策を通じた土壌構造の保護	①適切な機械使用の基準
遵守すべき最低基準： 生物生息域を保全し、その荒廃を防止する ための最低基準の設定	①家畜飼養密度 ②永年草地の保護 ③オリーブの伐採禁止などの景観維持 ④農地における雑草繁茂防止 ⑤オリーブおよびぶどう樹の良好な生 育状態の維持

(翻訳に際し、和田剛＝山崎良人「EUにおける直接支払い受給のための要件について」畜産の情報・海外編 207 号を参照した)

5%の減額、そして、違反行為が繰り返された場合は最大 15%の減額となる。さらに、違反が故意による場合は、20%から 100%の減額が実施されるおそれもある（理事会規則 1782/2003 号 7 条）。

このようなクロス・コンプライアンスのルールに加え、理事会規則 479/2008 号には、過度の抜根や急激な抜根によって環境上の問題が生じることを避けるための措置が規定されている。すなわち、理事会規則 104 条 1 項によれば、構成国は、抜根予定面積が図表 10 に示されたぶどう栽培面積の 8%に達した場合には、奨励金の申請を却下することができる。また、構成国は、ある地域において、抜根予定面積が当該地域のぶどう栽培面積の 10%に達するような場合には、奨励金の申請を却下することができる。

さらに、理事会規則 104 条 2 項によれば、ある構成国において、抜根予定面積が当該国のぶどう栽培面積の 15%に達したときは、それ以降、当該国では奨励金制度を適用しないことができる。ある構成国で、1 年間の抜根予定面積

【図表 10】 各構成国のぶどう栽培面積一覧（理事会規則 479/2008 号 AnnexeVIII）

ブルガリア	135,760ha	ルクセンブルク	1,299ha
チェコ	19,081ha	ハンガリー	85,260ha
ドイツ	102,432ha	マルタ	910ha
ギリシア	69,907ha	オーストリア	50,681ha
スペイン	1,099,765ha	ポルトガル	238,831ha
フランス	879,859ha	ルーマニア	178,101ha
イタリア	730,439ha	スロベニア	16,704ha
キプロス	15,023ha	スロヴァキア	21,531ha

が当該国のぶどう栽培面積の6%に達するような場合も、単一年度に限って、当該国において奨励金制度を適用しないことができる（理事会規則 104 条 3 項）。

構成国は、山岳地帯や急勾配斜面のぶどう畑について、奨励金の対象外とすることができる（理事会規則 104 条 4 項）。具体的には、委員会規則 68 条において、対象外となる畑として、標高 500 メートル以上の山岳地帯（高原を除く）のぶどう畑、25 度以上の急傾斜があるぶどう畑、段々畑（テラス）が規定されている。

また、構成国は、奨励金制度の適用が環境上の問題を引き起こしかねないときは、一定の面積（当該構成国のぶどう栽培面積の3%以下）について、当該制度の適用を除外することができる（理事会規則 104 条 5 項）。さらに、ギリシアは、イオニア諸島およびエーゲ海の島々（クレタ島およびユービア島を除く）のぶどう畑には奨励金制度を適用しないことができる（同規則 104 条 6 項）。ポルトガル領のアゾレス諸島およびマデイラ諸島、スペイン領カナリア諸島には、そもそも本制度を適用することができない（同規則 104 条 7 項）。奨励金制度の適用除外について、構成国は、毎年 8 月 1 日までに、該当事由および本制度から除外されるぶどう畑の面積を欧州委員会に通知する（同規則 104 条 8 項）。そして、構成国は、かかるぶどう畑を有する生産者につき、農村振興措置、ぶどう畑の再編・転換等に対する補助金など、本制度以外の措置の適用にあたり優先的に

支援しなければならない（同規則 104 条 9 項）。

2 栽培制限制度

前述のように、改革の第二段階として、栽培制限制度が全面的に廃止されることになっており、これにともない、遅くとも 2019 年 1 月 1 日までは醸造用ぶどう品種の栽培が自由化される予定である。2006 年の欧州委員会報告書は、栽培制限制度が生産コストを上昇させ、経営の構造的合理化を阻害し、競争力を失わせる原因となったと指摘しており、その廃止は、EU におけるワイン生産者の競争力強化を意図した措置といえる⁽³²⁾。もっとも、欧州共同体レベルでは 2015 年 12 月 31 日まで従来どおり栽培制限制度が維持されることになっており、また、今後予定される制度廃止とは関係なく、これまで違法に植え付けられたぶどう樹は抜根の対象となり、生産者に対しても制裁が科される。

(1) 違法栽培に対する措置

理事会規則 85 条 1 項は、「生産者は、栽培権なくして 1998 年 8 月 31 日以後に植え付けられたぶどう樹を自己負担で抜根しなければならない」と定める。違法に栽培されたぶどうを使用したワインをそのまま販売することは禁止され、すべて生産者負担により蒸留されなければならない。そして、それによって得られる製品の容量アルコール濃度は 80% を超えなければならない。構成国は、栽培権なくして 1998 年 8 月 31 日以後に植え付けられたぶどう畑を有する生産者に対して、2008 年 12 月 31 日以降、違反の期間、規模、重大性に応じて制裁を加えることができる。

しかしながら、理事会規則 86 条によれば、生産者は、2009 年 12 月 31 日までに納付金を支払うことによって、1998 年 9 月 1 日以前に栽培権なくして植え付けられたぶどう畑を合法化することができる。その納付金の金額は構成国が決めることができるが、少なくとも当該地域における栽培権の平均価額の 2

倍以上でなければならない。合法化措置以前に当該ぶどう畑で栽培されたぶどうを使用した産品は、すべて生産者負担により蒸留されなければならない。このような畑が2009年12月31日までに合法化されなかった場合、生産者は、自己負担で抜根を実施することを義務付けられる。また、かかる義務に違反した生産者は、違反の期間、規模、重大性に応じて制裁を科される。

醸造用ぶどう品種の新規栽培は、2015年12月31日まで禁止される。非醸造用品種に醸造用品種を接ぎ木する行為も、2015年12月31日まで禁止される。しかしながら、一定の条件を満たした場合に限って、理事会規則91条所定の新規栽培権 (droit de plantation nouvelle)、92条所定の再栽培権 (droit de replantation)、93条および94条所定の条件付栽培権 (droit de plantation prélevé sur la réserve) にもとづき、例外的に新規栽培および接木が認められる。

構成国は、欧州共同体レベルで新規栽培が自由化された後も、2018年12月31日までは、当該国の国内またはその一部の地域について、引き続き新規栽培を禁止することができる。

(2) 例外的な栽培権付与

理事会規則91条は、例外的に新規栽培が認められる場合として、①国内法の適用にもとづく公用収用 (expropriation) または交換分合 (remembrement) による新規栽培権の付与、②試験栽培、③接ぎ穂の栽培、④自家消費目的の栽培を掲げている。新規栽培権は、権利を付与された生産者がこれを行使しなければならず、権利付与後2年度が経過するまでに、その目的にそくして権利を行使しなければならない。

委員会規則60条は、公用収用または交換分合による権利付与の場合、当初の栽培面積の105%を超過してはならないこと、試験栽培により収穫されたぶどうの販売は禁止されること、接ぎ穂の栽培によって得られるぶどう果実は収穫されてはならないこと、または、収穫されたぶどう果実は廃棄されるべきこ

とを定めている。試験栽培および接ぎ穂の栽培が終了した場合、栽培権は消滅する。

自家消費目的の栽培に関して、構成国は、行政的負担を軽減する目的で、新規栽培権を付与する代わりに、理事会規則 85 条 1 項の適用を免除するという方法を選択することもできる。同規則 85 条 1 項は、「生産者は、栽培権なくして 1998 年 8 月 31 日以後に植え付けられたぶどう樹を自己負担で抜根しなければならない」と規定しているものの、植え付けられた面積が構成国の定めた上限——ただし、その上限は 0.1ha 以下であること——を超えておらず、かつ、販売目的でワインを生産しているものでなければ、構成国が当該生産者に対してぶどうの栽培を認めることも可能となる（委員会規則 60 条 6 項）。

上記の規定に違反する栽培が判明した場合、生産者は、自費で抜根しなければならない。違法に栽培されたぶどうを使用して生産されたワインは、生産者負担により蒸留されなければならない、それによって得られる製品の容量アルコール濃度は 80% 以下であってはならない（委員会規則 60 条 4 項、同 7 項）。

構成国は、抜根を完了した生産者に対して再栽培権を付与することができる。勿論、抜根奨励金の対象となったぶどう畑については、再栽培権は付与されない。構成国は、抜根の実施を予定している生産者に対して再栽培権を付与することができるが、その場合、権利付与による栽培開始から 3 年以内に抜根が実施されなければならない。また、付与される再栽培権は、抜根された畑の面積に対応したものでなければならない。

再栽培権を行使できるのは、原則として、権利を付与された事業者に限定されるが、原産地呼称ワインの生産者や接ぎ穂の栽培事業者への権利移転といった場合には、同一国内の他の事業者への権利移転も認められる。構成国は、例外的に権利移転を認めた結果、生産量が増加することのないよう配慮しなければならない。

期限内に行使されなかった新規栽培権、再栽培権、条件付栽培権は、国また

は地方で「一時保留」しておくことができる。構成国が定めた条件により、生産者が栽培権を国または地方に移転することもできる。

構成国は、40歳以下であって十分な職業能力を有し、事業責任者として、はじめて生産を開始する生産者に対して、無償で条件付栽培権を付与することができる。また、確実な販路を有する生産者に対して、有償で条件付栽培権を付与することも認められる（理事会規則94条1項）。条件付栽培権が付与された後、2年度以内に権利が行使されなかった場合には、当該権利は失効し、その権利は再び国または地方に帰属する（同3項）。国または地方に帰属したまま5年度以内に当該権利が付与されなかった場合、その権利は消滅する（同4項）。

理事会規則96条は、構成国が、新規栽培権または再栽培権に関して、より厳格な規定を設けることを認めている。たとえば、自己消費目的のぶどう栽培は、従来の共通市場制度のもとで、欧州共同体レベルでは認められていたものの、フランスでは、以前からこれが禁止されていた。このような厳格な措置は今後も維持されるものと予想されている⁽³³⁾。

（3）制度の廃止と生産量増加の可能性

2016年1月1日以降、欧州共同体レベルでは、醸造用ぶどう品種の栽培は自由化される。欧州委員会によれば、栽培制限制度が、一定程度、ワイン市場における需要と供給の均衡に対して効果を及ぼすことがあったとしても、それは持続的な形で市場の要請に対応しうる制度ではなかったという。しかも、栽培制限制度が生産コストを上昇させ、経営合理化を阻害している事実に加え、競争力ある生産者が需要の増加に応じて生産量を増やそうとしても、この制度によって妨げられるという問題があったとされる⁽³⁴⁾。

Eric Agostini および Franck Roussel の研究にも指摘があるが、栽培制限制度の廃止は、「ニューワールド」ワインの生産量および輸入販売量の増加に対するひとつの対応策と考えられる。2008年規則により栽培制限制度が廃止され

ると、EUのワイン生産者は、従来の制度によって妨げられていた生産コストの削減に取り組むとともに、販路拡大に努めるようになり、競争力が強化されるとの見通しが示されるのである⁽³⁵⁾。

もっとも、ぶどう栽培が自由化されれば、ワイン生産量が増加する可能性があり、テーブルワイン市場のみならず、高級ワイン市場においても需要と供給の均衡が崩れることが懸念されよう。しかしながら、欧州委員会は、ワイン生産量の増加に対する懸念は限定的なものにすぎないと解しているようである。すなわち、消費量が減少している市場の現実に照らせば、過剰生産を引き起こすような、ぶどう畑の際限なき拡大が進められるとは考えられにくく、また、AOPおよびIGPの使用を認めるのは構成国の権限であるから、実際には構成国レベルで一定の制限がはたらくことが想定されるという。さらに、これまで、過剰生産により生じた余剰ワインは、EUの予算で買い取られて蒸留され、工業用アルコールに転用される措置があったが、この制度が廃止されれば余剰ワインのセーフティネットが消滅し、生産量の増加に対して歯止めがかかるはずであるというのが欧州委員会の見方である⁽³⁶⁾。

3 畑の再編・転換等に対する補助金

(1) 競争力強化を目的とする補助金

ぶどう畑の再編・転換等に対する補助金もまた、従来から採用されてきた制度のひとつである⁽³⁷⁾。新規則でも、この補助金は維持されている。しかしながら、Roussel et Agostini(2008)によれば、従来の制度と比較して、二つの重要な変更が含まれているという。第一に、当該補助金の目的は、これまでとは異なり、EUのワイン生産者の競争力強化に置かれている。もっとも、短期的には、第一段階として、当該補助金により品質改良を行い、市場における需要にそくした製品を供給すること、そして、第二段階として、中長期的に、競争力の強化をはかっていくことが目標となろう。第二の重要な変更点は、かかる補助金

制度の適用について、構成国の広い裁量、すなわち「補完性 (subsidiarité)」が認められたことである。当該構成国においてもっとも必要な措置を選択する自由がその構成国に認められ、また、構成国が国別予算枠 (enveloppe nationale) を活用して支援プログラムを実施する責任を負うこととなっており、このような変更は正当化できるものと評価されている⁽³⁸⁾。

(2) 補助金の概要

理事会規則7条は、支援プログラムとして、第三国での販売促進、収穫放棄(グリーン・ハーベスト)、工業用アルコールに転用する措置に対する支援など11の措置を列挙しており、そのひとつに、ぶどう畑の再編・転換等に対する補助金があげられている。

ぶどう畑の再編・転換等に対する補助金に関する規定は、理事会規則11条に置かれている。すでに言及したとおり、同11条1項は、「ぶどう畑の再編・転換等に対する補助金は、EUのワイン生産者の競争力強化を目的とする」と定める。補助金の使途は、3つのカテゴリー、すなわち、ぶどう品種の変更(接木を含む)、ぶどう畑の植え替え、ぶどう畑管理技術の改良に限定され、通常のぶどう樹の寿命にともなう植え替えは、補助金の対象外である(11条3項)。なお、ここでいう通常の植え替えとは、ぶどう樹の老齢化を理由とする植え替えであって、栽培方法、耕作地、ぶどう品種のいずれもまったく同じである場合のことである。このような補助金制度に「生産量の増加ではなく、高品質のワイン生産への転換を促進しようという意図」⁽³⁹⁾を読み取ることもできるが、その終局的なねらいは競争力の向上にある。

補助金の支払いは、①対象となる事業の実施によって発生した所得の連続的減少に対する補償、または、②再編・転換等の費用の一部負担という形で行われる(11条4項)。ここで、①については、最大100%の補償が認められることになっており、補助金支給による補償、または、栽培制限の例外として、従来

のぶどう樹と新規のぶどう樹の併存を最長3年間認めるという方法のいずれかを選択することができる。また、②については、ECの負担は、原則として実際の費用の最大50%まで可能であるが、理事会規則1083/2006号⁽⁴⁰⁾にもとづき転換促進地域(régions de convergence)に指定された地域では、その上限は75%である。なお、委員会規則42/2009号⁽⁴¹⁾によって追加された委員会規則10bis条によれば、同一の事業につき、構成国または地方の農業振興プログラムと重複して補助金を得ることはできず、また、この補助金を農業用車両の購入にあてることもできない。

(3) 環境保全の要請

抜根奨励金と同様、ぶどう畑の再編・転換等に対する補助金にもクロス・コンプライアンスのルールが適用される。理事会規則20条は、受給者が、補助金受給後3年以内に、理事会規則1782/2003号3～7条に規定された環境保全および農地の適切な管理に関する諸条件を遵守せず、その違反が当該受給者の責めに帰すべき事由があるときは、その重大性、規模、影響の残存性および違反回数に応じて、補助金の全部または一部が減額され、もしくは支給が取り消される。受給者に対して補助金の返還が請求される場合もある。

このようなクロス・コンプライアンスのルールは、収穫放棄補助金にも適用される。収穫放棄とは、対象となるぶどう畑において、未だ熟していないぶどうをすべて廃棄し、収穫量をゼロにすることであり、その目的は、EU域内市場における需要と供給の均衡回復を実現することにある。補助金支給額は、構成国によって決定されるが、ぶどうの廃棄に要した費用およびそれによって生じた損失額の50%を超えることはできない。この補助金については、受給者が、補助金受給後1年以内に、理事会規則1782/2003号3～7条に規定された環境保全および農地の適正管理に関する諸条件を遵守せず、その違反が当該受給者の責めに帰すべき事由があるとき、補助金の減額、支給の取消し、補助金返

還請求の対象となりうる。

4 小括

生産調整制度の改革——とくに抜根奨励と栽培制限制度の撤廃——は、各構成国において議論を巻き起こし、当初案に比べると生産国側の主張に譲歩した形で妥協をみた。なかでも、フランスの元老院は、当初予定されていた2013年の栽培制限制度の撤廃につき、「抜根政策と完全に矛盾するものである」として激しく批判する決議を行っている⁽⁴²⁾。また、同院議員 Simon Sutour は、以下のように栽培制限制度の撤廃に対する懸念を表明していた⁽⁴³⁾。

「このような全面的規制緩和はきわめて危険である。生産者が特定地域の社会的評価の恩恵に浴しようとして、ぶどう畑の偏在を招くおそれもある。また、市場の不均衡が急速に悪化する危険も存在する。ぶどう樹の寿命は長く、実際にワインを生産するためには数年間を要するのであり、2013年に栽培が自由化されると、3～4年後には、従来のおぶどうから生産されるワインに加えて、新たに栽培されたぶどうを使用したワインも現れるようになり、過剰生産の危機が顕在化するであろう」。

そして、Sutour は、オーストラリアにおける生産過剰の問題に言及しつつ、栽培制限制度を維持したまま、国による栽培権の「一時保留」制度を活用することによって、ある程度の柔軟性をもたせればよいと主張する。さらに、Sutour は、ぶどう栽培が自由化されると、ひとつの経営体が、一方では、コントロールが及ぶAOCワインを生産しつつ、他方では、これと同時に、際限なく生産量を拡大できる非AOCワインを生産する可能性が生じることから、AOC制度を不安定なものにするおそれがあると懸念している。

このほか、2007年6月に提出された元老院報告書《Réforme de l'OCM vitivinicole : sauvons notre filière et nos viticulteurs》は、抜根の実施による生産量の抑制と栽培制限の撤廃がもたらしうる生産量増加の可能性とは明白に矛盾す

るものであって、生産調整に関する欧州委員会の提案には一貫性が欠けると批判している。そして、同報告書は、実際に抜根されるぶどう畑の多くが低収量の畑であるために、抜根奨励制度の効果は明らかではないとし、また、蚕食的な抜根を懸念している⁽⁴⁴⁾。

すでに言及したように、栽培制限制度が撤廃され、ぶどう栽培が自由化されることによって、生産量が増加し、さらに深刻な供給過剰が生じることへの懸念について、欧州委員会は、消費量が減少している市場の現実、AOPおよびIGPの使用を認める権限が構成国に属すること、余剰ワインを蒸留して工業用アルコールに転用する措置が廃止され、過剰生産に対する救済措置が消滅することなどを考慮すれば、この懸念は杞憂であると解していた。しかし、このような見方が楽観的すぎるのではないかという疑問も生じるであろう。本稿第1章で触れたように、伝統的なワイン生産国であるフランスでは若い世代のワイン離れが進行しており、ワイン消費量の減少がいつそう顕著になることが予想され、ぶどう栽培の自由化が、とりわけテーブルワイン市場における需要と供給の不均衡をさらに悪化させる可能性は否定できない。

他方で、抜根奨励制度に対する懸念については、奨励金の金額が過去の平均収量に応じて設定されることで、高収量のぶどう畑に対してしかるべき金額が支給される仕組みになっていること、また、クロス・コンプライアンスのルールをはじめとして、蚕食的な抜根を防止するための種々の措置が設けられていることに鑑みれば、元老院報告書が懸念していたような事態は避けられるものと考えられる。

おわりに

本稿では、第1章において、フランスにおけるワインの消費に関する意識調査をもとに、ワイン消費の一般的傾向を明らかにし、とくに若い世代や労働者

において顕著な変化が生じていることをみた。このような傾向が今後も継続していくとすれば、二分化しているワイン市場——日常消費用のテーブルワイン市場と高級ワイン市場——において、とりわけテーブルワイン市場における需要と供給の不均衡が拡大していくことが容易に予想される。また、第2章では、2008年の理事会規則および委員会規則の諸規定を紹介しながら、とくにテーブルワイン市場における供給過剰状態を解消するために試みられた生産調整制度の改革の内容とその問題点を明らかにした。

第1章でみたような消費動向の変化が進行しているなかで、このようなEUレベルの改革によって、テーブルワイン市場を中心とする需要と供給の不均衡が解消され、「持続可能な欧州のワイン部門」が実現可能となるのかという疑問に対しては、楽観的な見方と悲観的な見方が存在するであろう。欧州委員会の思惑どおり、環境保全に配慮しつつ抜根計画が適切に進められ、また、栽培制限制度の撤廃が余剰ワインの増加を引き起こすのでなければ、テーブルワイン市場における需要と供給の不均衡は一定程度解消されるかもしれない。また、現在テーブルワインを多く生産している地方では、生産者の高齢化と後継者不足の問題があり、フランスのテーブルワイン生産量が将来減少することも予測される⁽⁴⁵⁾。しかしながら、フランスなどにおける禁酒推進の動きや酒類広告の規制強化は、ただでさえワイン離れが顕著な若い世代に大きな影響を与える可能性があり、テーブルワイン市場の縮小が生産量の減少以上のペースで進行することも考えられる。加えて、世界同時不況がEU域内および域外の高級ワイン市場に与える影響も未知数であり、悲観的な見解を導く要素は決して少なくない。

新興ワイン生産国の競争力あるワインがEU市場に流入するなかで、EUのワイン産業の持続可能性を探っていくとすれば、縮小しつつあるテーブルワイン市場における需要の拡大をはかっていくよりも、むしろ高級ワイン市場を志向し、付加価値の向上に努めていくことが必要であろう。実際、2008年5月

29日にフランス農業省が公表した「フランスワイン産業現代化5か年計画(plan quinquennal de modernisation de la filière vitivinicole française)」では、フランスワインの輸出を促進し、2013年までに年間1600万ヘクトリットルの輸出をめざすとともに、製品の価値を高めるために、フランスワインの品質とイメージを改善することが目標に掲げられた。1990年～2000年におけるフランスワインの平均価格は全世界平均価格に対して1.9倍であったが、これを2013年には2倍以上にすることが目標とされているのである⁽⁴⁶⁾。

もっとも、上述のとおり、世界同時不況によって、テーブルワイン市場のみならず高級ワイン市場においても需要の大幅な減少が生じることが懸念されよう。一例として、フランスワイン・スピリッツ輸出連合会(Fédération des Exportateurs de Vins et Spiritueux de France)の調査によれば、2008年のシャンパーニュ輸出数量は前年比7.8%減、輸出金額も前年比6.3%減となっており、不況の影響が顕在化しつつあることは否定できない。ボルドーやブルゴーニュのスティールワインも輸出数量は減少している⁽⁴⁷⁾。

本稿で紹介した新たな規則は、いずれも2008年8月に施行されたばかりであり、今回の生産調整制度改革が実際に及ぼした影響については、現時点では正確に評価することができない。2009年8月には、醸造行為やラベル表示に関する改革⁽⁴⁸⁾が予定されているほか、栽培制限制度の完全撤廃は2018年12月末日となっており、一連の改革が市場に与えるインパクトに関する評価を継続的に行っていく必要がある。したがって、EU域内における消費動向の調査を含むテーブルワイン市場および高級ワイン市場の現状分析とともに、共通市場制度改革の効果について検討を深めていくことが不可欠であり、これらは今後の課題として残される。

注

- (1) フランスにおけるテーブルワイン(ヴァン・ド・ターブル)の構造的生産過剰につき、

石井圭一「生産過剰下の産地再編成——フランスにおけるテーブルワインの場合」人間と社会（東京農工大学）2号参照。

- (2) EU ワイン改革につき、参照、是永東彦「CAP 簡素化」国際農林業協働協会『欧州地域食料農業情報調査分析検討事業実施報告書』23頁以下、同「WTO 適応型 CAP に向けた改革の進展」国際農林業協力・交流協会『平成18年度海外情報分析事業・欧州地域』、蛭原健介「EU ワイン改革に関する2006年欧州委員会報告書」明治学院大学法科大学院ローレビュー8号、同「EU ワイン改革の背景」明治学院大学法学研究85号、同「理事会規則479/2008号におけるEU産ワインの表示に関する規制」明治学院大学法学研究86号など。
- (3) 蛭原健介「EU ワイン改革の背景」（前掲）54頁以下。
- (4) EUにおけるワイン年度は、8月1日～7月31日の1年間をさす。理事会規則479/2008号 Annexe I 参照。
- (5) Communication de la Commission au Conseil et au Parlement européen, *Vers un secteur vitivinicole européen durable*, COM(2006) 319 final, pp. 4 et s. この報告書につき、参照、是永東彦「CAP 簡素化」（前掲）31頁以下、同「WTO 適応型 CAP に向けた改革の進展」（前掲）28頁以下、蛭原健介「EU ワイン改革に関する2006年欧州委員会報告書」（前掲）128頁以下。
- (6) 提案の概要につき、「CAP 改革：改革を通じてワイン市場シェア回復を目指す欧州」（http://www.deljpn.ec.europa.eu/home/news_jp_newsobj2343.php）、また、朝日新聞2007年8月4日付夕刊参照。
- (7) Communiqué de presse, IP/07/1966. 改革の概要につき、蛭原健介・前掲論文127頁以下参照。
- (8) Communiqué de presse, IP/08/656.
- (9) Règlement (CE) n° 479/2008 du Conseil du 29 avril 2008 portant organisation commune du marché vitivinicole, modifiant les règlements (CE) n° 1493/1999, (CE) n° 1782/2003, (CE) n° 1290/2005 et (CE) n° 3/2008, et abrogeant les règlements (CEE) n° 2392/86 et (CE) n° 1493/1999.
- (10) Règlement (CE) n° 555/2008 de la Commission du 27 juin 2008 fixant les modalités d'application du règlement (CE) n° 479/2008 du Conseil portant organisation commune du marché vitivinicole, en ce qui concerne les programmes d'aide, les échanges avec les pays tiers, le potentiel de production et les contrôles dans le secteur vitivinicole.
- (11) 本稿では、主に、大村が第1章を執筆し、蛭原が序章および第2章を執筆した。
- (12) Philippe Aurier (2007), Vins, boissons et contextes de consommation : une analyse du statut du vin en France, in Jean-Pierre Couderc, Hervé Hannin, François

d' Hauteville et Etienne Montaigne (dir.), *Bacchus 2008 : Enjeux, stratégies et pratiques dans la filière vitivinicole*, Dunod.

- (13) 省略された項目は食事形態では「カフェ, バーのカウンターでの食事」, 食外消費形態では「夕食後の飲物 (バー, カフェ, ディスコ, ナイトクラブ)」および「運動後の飲物」である。
- (14) Aurier, *op. cit.*, p. 164.
- (15) Aurier, *op. cit.*, p. 167.
- (16) 筆者(大村)インタビュー。
- (17) Aurier(2007) では所得階層区分では5区分となっていたが, ここで第3・4分位となっていた1,525~1,904EUR, 1,905~2,289EURを一つにまとめ(第3分位), 4区分とした。もともとの所得区分に関する説明はAurier(2007)にはなかったが, ここで用いられている所得階層4区分は, 国立統計経済研究所 (Institut National de la Statistique et des Etudes Economiques) 公表の2006年フランス首都圏の世帯当たり所得の4分位階層と概ね合致している。
- (18) Aurier, *op. cit.*, p. 167.
- (19) Aurier, *op. cit.*, p. 172.
- (20) Aurier, *op. cit.*, pp. 172 et s. なお, ここでは, 2005年調査における男性回答者総数は示されていない。
- (21) Aurier, *op. cit.*, pp. 175 et s.
- (22) Philippe Aurier, *op. cit.*, p. 176.
- (23) Aurier, *op. cit.*, p. 178. 但し, 前述のようにどの程度の対象男性が社内食堂で食事をしているのかは定かではなく, その人数自体が1992年と2005年で異なっている可能性も考えられることに注意する必要がある。
- (24) Aurier, *op. cit.*, pp. 180 et s.
- (25) Aurier, *op. cit.*, p. 180.
- (26) Communication de la Commission au Conseil et au Parlement européen, *Vers un secteur vitivinicole européen durable*, préc., pp. 9 et s.
- (27) Franck Roussel et Eric Agostini, La gestion du potentiel de production dans la nouvelle OCM vitivinicole, *Revue de droit rural*, n° 366, octobre 2008, pp. 23 et s.
- (28) 従来の奨励金制度の概要につき, Jean-Marc Bahans et Michel Menjucq, *Droit du marché viti-vinicole*, éd. Féret, 2003, pp. 148 et s. 参照。
- (29) たとえば, フランスでは, Viniflor が抜根奨励金の担当機関となっている。
- (30) Règlement (CE) n° 1782/2003 du Conseil du 29 septembre 2003 établissant des règles communes pour les régimes de soutien direct dans le cadre de la politique agricole commune et établissant certains régimes de soutien en faveur des agri-

culteurs et modifiant les règlements (CEE) n° 2019/93, (CE) n° 1452/2001, (CE) n° 1453/2001, (CE) n° 1454/2001, (CE) n° 1868/94, (CE) n° 1251/1999, (CE) n° 1254/1999, (CE) n° 1673/2000, (CEE) n° 2358/71 et (CE) n° 2529/2001. この理事会規則につき、参照、和田剛＝山崎良人「EUにおける直接支払い受給のための要件について」畜産の情報・海外編 207号、蔦谷栄一「EU農業環境政策からみたわが国の課題」農林金融 716号、是永東彦「2003年CAP改革」国際農業交流・食糧支援基金『平成15年度海外情報分析事業・欧州アフリカ地域』、市田知子「2003年CAP改革のドイツでの実施」国際農業交流・食糧支援基金『平成15年度海外情報分析事業・欧州アフリカ地域』など。

- (31) たとえば、環境保全に関する EC 法上の要請として、以下の指令が列挙されている。

Directive 79/409/CEE du Conseil du 2 avril 1979 concernant la conservation des oiseaux sauvages; Directive 80/68/CEE du Conseil du 17 décembre 1979 concernant la protection des eaux souterraines contre la pollution causée par certaines substances dangereuses; Directive 86/278/CEE du Conseil du 12 juin 1986 relative à la protection de l'environnement et notamment des sols, lors de l'utilisation des boues d'épuration en agriculture; Directive 91/676/CEE du Conseil du 12 décembre 1991 concernant la protection des eaux contre la pollution par les nitrates à partir de sources agricoles; Directive 92/43/CEE du Conseil du 21 mai 1992 concernant la conservation des habitats naturels ainsi que de la faune et de la flore sauvages.

- (32) 栽培権 (droits de plantation) につき、Jean-Marc Bahans et Michel Menjucq, *op. cit.*, pp. 129 et s. 参照。従来の理事会規則 1493/1999 号 2 条によれば、2010 年 7 月 31 日まで栽培制限が継続されることになっていた。
- (33) Franck Roussel et Eric Agostini, *op. cit.*, p. 25, note 76.
- (34) Franck Roussel et Eric Agostini, *op. cit.*, p. 27.
- (35) Franck Roussel et Eric Agostini, *op. cit.*, p. 27.
- (36) 蛭原健介「EU ワイン改革の背景」(前掲) 65 頁参照。理事会規則 18 条によれば、余剰ワインを買い上げ、蒸留して工業用アルコールに転用する措置 (distillation de crise) に対する補助金は、2012 年 7 月 31 日で廃止される。その上限は、2009 年は国別予算枠の 20%、2010 年は 15%、2011 年は 10%、そして 2012 年は 5% に設定される。
- (37) 従来の制度につき、Jean-Marc Bahans et Michel Menjucq, *op. cit.*, pp. 150 et s. 参照。
- (38) Franck Roussel et Eric Agostini, *op. cit.*, pp. 22 et s.
- (39) Franck Roussel et Eric Agostini, *op. cit.*, p. 23.
- (40) Règlement (CE) n° 1083/2006 du Conseil du 11 juillet 2006 portant dispositions gé-

nérales sur le Fonds européen de développement régional, le Fonds social européen et le Fonds de cohésion.

- (41) Règlement (CE) n° 42/2009 de la Commission du 20 janvier 2009 modifiant le règlement (CE) n° 555/2008 fixant les modalités d'application du règlement (CE) n° 479/2008 du Conseil portant organisation commune du marché vitivinicole, en ce qui concerne les programmes d'aide, les échanges avec les pays tiers, le potentiel de production et les contrôles dans le secteur vitivinicole.
- (42) Résolution n° 25 (2007-2008) sur la proposition de règlement du Conseil portant organisation commune du marché vitivinicole et modifiant certains règlements (E 3587), adoptée par le Sénat le 21 novembre 2007.
- (43) Communication de M. Simon Sutour sur le suivi de la réforme du marché vitivinicole, Examen par la délégation pour l'Union européenne du 17 juillet 2007.
- (44) Rapport d'information n° 348 (2006-2007) de M. Gérard César, fait au nom de la commission des affaires économiques, déposé le 22 juin 2007, pp. 22 et s.
- (45) 国立原産地呼称研究所 (Institut National de l'Origine et de la Qualité) 資料《Viticulture Française et Développement Durable》記載データ参照。
- (46) Ministère de l'Agriculture et de la Pêche, *Plan quinquennal de modernisation de la filière vitivinicole française*, le 29 mai 2008, p. 4.
- (47) 「2008年フランス産ワイン&スピリッツ輸出統計」WANDS291号66頁以下参照。
- (48) ラベル表示に関する改革の概要につき、蛭原健介「理事会規則479/2008号におけるEU産ワインの表示に関する規制」(前掲)33頁以下。

【付記】本稿は、平成20年度(2008年度)科学研究費補助金・若手研究B「食品・農産物の品質確保と公的介入に関する比較法的研究」(研究代表者:蛭原健介, 課題番号20730042)の研究成果の一部である。